

福岡県女性の活躍応援協議会規約の改正について（報告）

令和6年6月に福岡県女性の活躍応援協議会（書面会議）を開催し、女性活躍に向けた議論の活性化と更なる取組の促進のため、福岡県女性の活躍応援協議会規約（以下「規約」という。）に必要な改正を行うことについて、委員の皆様にお諮りしたところ、全ての委員から御承認をいただいたため、下記のとおり規約を改正したことを御報告します。

記

1 改正の概要

（1）「日本青年会議所福岡ブロック協議会」を構成団体に追加

若手経営者等における女性活躍を推進するため、規約第4条第1項別表1及び規約第7条第2項別表2の構成団体に、「日本青年会議所福岡ブロック協議会」を追加。

（2）協議会委員の見直し

各団体における女性活躍推進の実効性を高めるため、規約第4条第2項の協議会の委員を「団体の長又は女性活躍を担当する役員」に変更。

（3）事務局

県の組織改編に伴い、規約第9条の協議会の事務局を、人づくり・県民生活部男女共同参画推進課女性活躍推進室から、人づくり・県民生活部女性活躍推進課に変更。

2 新旧対照表

別紙1のとおり

3 改正後規約

別紙2のとおり

4 施行

令和6年7月25日

福岡県女性の活躍応援協議会規約 新旧対照表

改 正 後	改 正 前														
<p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(構成)</p> <p>第 4 条 協議会は、協議会の目的に賛同する別表 1 に掲げる団体で構成する。</p> <p>2 協議会の委員は、前項の団体の長 <u>又は女性活躍を担当する役員</u> をもって充てる。</p> <p>第 5 条～第 6 条 (略)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 実務者会議の構成員は、別表 2 に掲げられた団体から推薦された者とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第 9 条 協議会の事務局は、福岡県人づくり・県民生活部 <u>女性活躍推進課</u> に置く。</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>附則 この規約は、令和 6 年 7 月 2 5 日から施行する。</p> <p>別表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成団体</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡労働局</td> <td>国</td> </tr> <tr> <td>福岡県市長会</td> <td rowspan="2">市町村</td> </tr> <tr> <td>福岡県町村会</td> </tr> </tbody> </table>	構成団体	区分	福岡労働局	国	福岡県市長会	市町村	福岡県町村会	<p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(構成)</p> <p>第 4 条 協議会は、協議会の目的に賛同する別表 1 に掲げる団体で構成する。</p> <p>2 協議会の委員は、前項の団体の長をもって充てる。</p> <p>第 5 条～第 6 条 (略)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 実務者会議の構成員は、別表 2 に掲げられた団体から推薦された者とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第 9 条 協議会の事務局は、福岡県人づくり・県民生活部 <u>男女共同参画推進課女性活躍推進室</u> に置く。</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>別表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成団体</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡労働局</td> <td>国</td> </tr> <tr> <td>福岡県市長会</td> <td rowspan="2">市町村</td> </tr> <tr> <td>福岡県町村会</td> </tr> </tbody> </table>	構成団体	区分	福岡労働局	国	福岡県市長会	市町村	福岡県町村会
構成団体	区分														
福岡労働局	国														
福岡県市長会	市町村														
福岡県町村会															
構成団体	区分														
福岡労働局	国														
福岡県市長会	市町村														
福岡県町村会															

福岡県経営者協会	一般事業主関係団体
福岡県商工会議所連合会	
福岡県商工会連合会	
福岡県中小企業団体中央会	
福岡県中小企業家同友会	
福岡県中小企業経営者協会連合会	
福岡県農業協同組合中央会	関係団体
日本労働組合総連合会福岡県連合会	
<u>日本青年会議所福岡ブロック協議会</u>	
福岡県	県

別表 2

構成団体	区分
福岡労働局	国
九州経済産業局	
福岡県市長会	市町村
福岡県町村会	
福岡県経営者協会	一般事業主関係団体
福岡県商工会議所連合会	
福岡県商工会連合会	
福岡県中小企業団体中央会	
福岡県中小企業家同友会	
福岡県中小企業経営者協会連合会	
福岡県農業協同組合中央会	関係団体
福岡県信用金庫協会	
福岡県建設業協会	
福岡県情報サービス産業協会	
福岡県機械金属工業連合会	
日本労働組合総連合会福岡県連合会	
福岡県中小企業診断士協会	

福岡県経営者協会	一般事業主関係団体
福岡県商工会議所連合会	
福岡県商工会連合会	
福岡県中小企業団体中央会	
福岡県中小企業家同友会	
福岡県中小企業経営者協会連合会	
福岡県農業協同組合中央会	関係団体
日本労働組合総連合会福岡県連合会	
福岡県	県

別表 2

構成団体	区分
福岡労働局	国
九州経済産業局	
福岡県市長会	市町村
福岡県町村会	
福岡県経営者協会	一般事業主関係団体
福岡県商工会議所連合会	
福岡県商工会連合会	
福岡県中小企業団体中央会	
福岡県中小企業家同友会	
福岡県中小企業経営者協会連合会	
福岡県農業協同組合中央会	関係団体
福岡県信用金庫協会	
福岡県建設業協会	
福岡県情報サービス産業協会	
福岡県機械金属工業連合会	
日本労働組合総連合会福岡県連合会	
福岡県中小企業診断士協会	

福岡県社会保険労務士会	
福岡県トラック協会	
<u>日本青年会議所福岡ブロック協議会</u>	
福岡県	県

福岡県社会保険労務士会	
福岡県トラック協会	
福岡県	県

福岡県女性の活躍応援協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、福岡県女性の活躍応援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 少子高齢化が急速に進展する中、地域社会が活力を維持していくために、女性の視点や感性、発想を最大限に活かすことにより、女性がますます活躍することが求められている。

このため、女性がいきいきと働き活躍できる社会を目指し、行政、経済団体、関係団体が一体となって女性の活躍を支援し、将来に向けて活力ある福岡県を作っていくことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 女性の活躍に関する情報共有に関すること。
- (2) 女性の活躍に関する取組の協議及び推進に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同する別表1に掲げる団体で構成する。

2 協議会の委員は、前項の団体の長又は女性活躍を担当する役員をもって充てる。

(役員)

第5条 協議会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は福岡県知事を、副会長は福岡労働局長をもって充てる。

3 会長は、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(実務者会議)

第7条 協議会の円滑かつ効率的な運営を行うため、協議会の下に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議の構成員は、別表2に掲げられた団体から推薦された者とする。
- 3 実務者会議は、事務局において運営する。
- 4 事務局は、実務者会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会長が必要と認めるときは、必要に応じて構成員を追加することができる。
- 6 事務局は、指名した実務者会議構成員による会議を招集することができる。

(企画委員会)

第8条 女性活躍にかかる効果的な事業推進を図るため、協議会の下に企画委員会を置く。

- 2 企画委員会は、事務局において運営する。
- 3 企画委員会の構成員は、前条第2項のうち、事務局が指名した者とする。
- 4 事務局は、必要に応じ、前条第2項以外の者を企画委員会に指名することができる。
- 5 事務局は、指名した構成員による企画委員会を招集することができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、福岡県人づくり・県民生活部女性活躍推進課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年7月25日から施行する。

別表 1

構成団体	区分
福岡労働局	国
福岡県市長会	市町村
福岡県町村会	
福岡県経営者協会	一般事業主関係団体
福岡県商工会議所連合会	
福岡県商工会連合会	
福岡県中小企業団体中央会	
福岡県中小企業家同友会	
福岡県中小企業経営者協会連合会	
福岡県農業協同組合中央会	関係団体
日本労働組合総連合会福岡県連合会	
日本青年会議所福岡ブロック協議会	
福岡県	県

別表 2

構成団体	区分	
福岡労働局	国	
九州経済産業局		
福岡県市長会	市町村	
福岡県町村会		
福岡県経営者協会	一般事業主関係団体	
福岡県商工会議所連合会		
福岡県商工会連合会		
福岡県中小企業団体中央会		
福岡県中小企業家同友会		
福岡県中小企業経営者協会連合会		
福岡県農業協同組合中央会	関係団体	
福岡県信用金庫協会		
福岡県建設業協会		
福岡県情報サービス産業協会		
福岡県機械金属工業連合会		
日本労働組合総連合会福岡県連合会		
福岡県中小企業診断士協会		
福岡県社会保険労務士会		
福岡県トラック協会		
日本青年会議所福岡ブロック協議会		
福岡県		県